

## 第 4 章

# 市政の仕組み

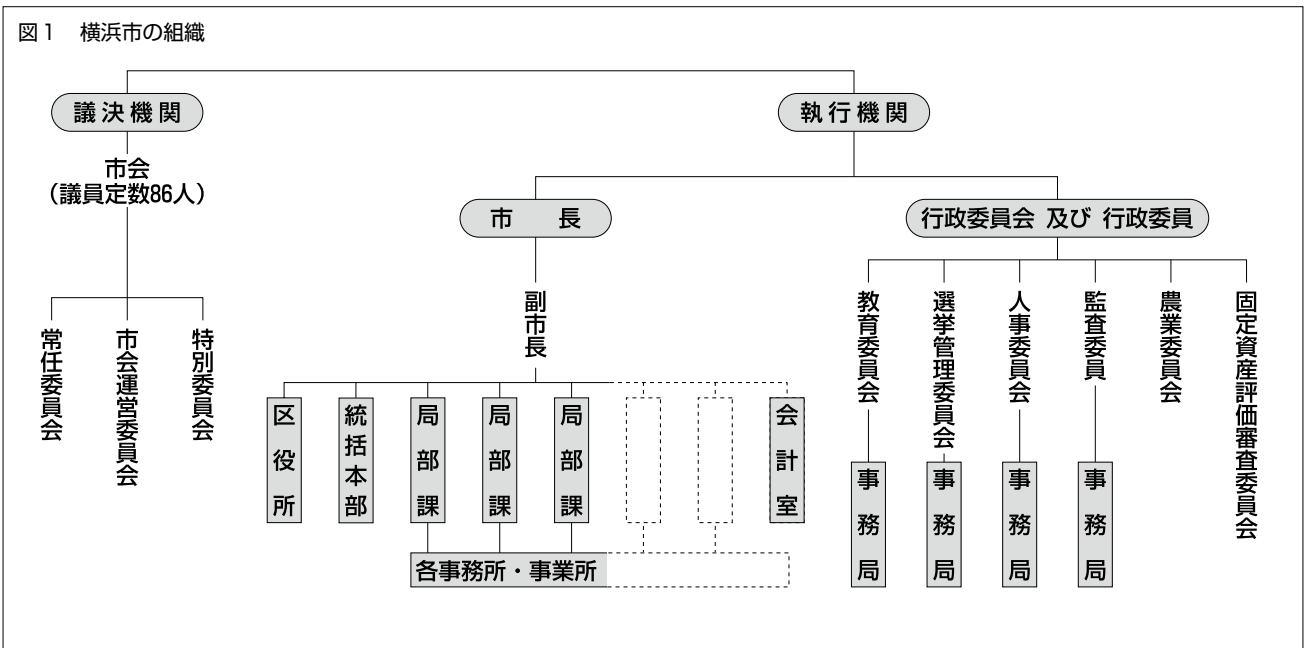
市政を運営するための組織は、市の意思を決定する議決機関とそれを執行する執行機関からなっています。議決機関としての市会は、市民の皆さんから直接選挙によって選ばれた議員により構成され、議員全員による本会議と部門ごとに審査を行う委員会によって運営されています。

執行機関は、民主的で公平な行政運営を図るため、市長、行政委員会及び行政委員（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）により構成され、その権限は分散されていますが、相互に連携を図りながら市政の執行に当たっています。

市長は、各執行機関を所轄し、相互の間にその権限について疑義が生じた場合は、これを調整しています。

議決機関である市会と執行機関である市長は、独立対等の地位にあり、相互にチェック・アンド・バランスの関係にあります。また、その職務権限についてもそれぞれ直接市民の皆さんに対して責任を負います。

図1 横浜市の組織



# 市会

## ■市会の構成

### 議員

市会議員は、選挙権を有する住民の直接投票で、区別(18区)に選出されます。議員定数は、条例により86人と定めています。

現議員の任期は、平成31年4月30日から令和5年4月29日までの4年間です。

### 会派別議員数(令和3年11月1日現在)

自由民主党横浜市会議員団・無所属の会	35人
立憲民主党横浜市会議員団	19人
公明党横浜市会議員団	16人
日本共産党横浜市会議員団	9人
民主フォーラム横浜市会議員団	3人
無所属	3人
計	85人
	(欠員1人)

### 議長・副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。議長は、市会を代表するとともに、議事を円滑に運営するため、議場の秩序を保ちます。また、市会の様々な事務をとりまとめ、処理することも議長の仕事です。また副議長は、議長が出張や病気などで職務を行えないときなどに、議長の職務を行います。

## ■市会の運営

### 定例会と臨時会

市会には、定期的に招集される定例会と、必要がある場合にその案件に限り招集される臨時会とがあります。

市会では、条例により定例会の回数を年4回と定め、通例として2月、5月、9月、11月に招集されています。定例会も臨時会も招集するのは市長の権限ですが、議長が市会運営委員会の議決を経て招集を請求した場合及び議員定数の4分の1以上の議員から請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。また、議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができます。

定例会及び臨時会では、初めに会期が定められ、原則としてその会期中に本会議や委員会を開き、議案の審議・審査などの議会活動を行います。

図2 各区選出議員数(令和3年11月1日現在)

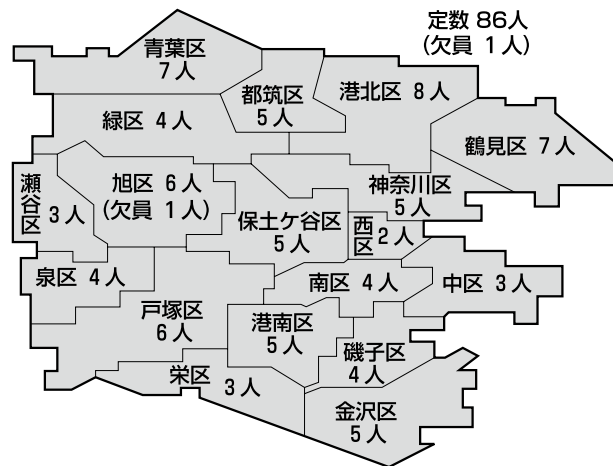


表1 付議件数一覧

令和2年4月1日～令和3年3月31日

	市長提出案件					議員提出案件			その他の案件			合計
	条例	予算	決算	契約	その他	条例	意見書・決議	その他	選挙	請願	その他	
令和2年第1回臨時会	1	2	0	0	3	1	1	1	5	5	5	24
第2回定例会	11	1	0	4	17	0	2	0	2	23	2	62
第3回定例会	4	5	24	13	20	0	2	0	1	11	3	83
第4回定例会	13	2	0	3	31	0	2	0	0	15	2	68
令和3年第1回臨時会	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	5
第1回定例会	19	43	0	2	15	1	3	1	2	5	5	96
計	49	53	24	22	86	2	10	2	10	62	18	338

表2 常任委員会開催数 請願件数等

委員会名	開会回数	議案件数*1	請願件数*2	陳情件数*2
政策・総務・財政委員会	14	40	12	9
国際・経済・港湾委員会	6	26	4	5
市民・文化観光・消防委員会	6	28	3	0
子ども青少年・教育委員会	11	21	12	5
健康福祉・医療委員会	6	51	12	5
温暖化対策・環境創造・資源循環委員会	6	17	2	0
建築・都市整備・道路委員会	12	26	12	0
水道・交通委員会	9	11	5	3
合計	70	220	62	27

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※1 議案の件数は、継続審査分を除いたもの。

※2 請願と陳情の件数は、継続審査分及び審査される前に取り下げられた分を除いたもの。  
また、陳情については付託されない陳情(行政への要望などの陳情)も除く。



市会本会議場

### 本会議

本会議は、議員全員で構成され、市会の意思を決定する会議です。市会に提出された議案や市会としての意見表明などは、最終的にはすべて本会議において議決されます。

議員は招集された日に議場に参集し、原則として議員の定数の半数以上の議員が出席したときに、議長の宣告により会議が開かれます。

本会議では、提案された議案についての説明や質疑、賛成・反対意見の表明、そしてその議案を認めるかどうかの採決などが行われます。

また、議員が、市政全般の施策等について、市長などの考えを問いただす一般質問を行うのを通例としています。

### 常任委員会

本会議ですべての議案等をきめ細かく審議することは効率的ではないので、市の執行機関の所管局別に8つの常任委員会を設置し、議案や請願・陳情などの審査を行っています。

全議員が原則1つの委員会に所属し、委員の任期は1年で、各委員会にはそれぞれ委員長1人と副委員長2人がいます。

常任委員会は、市会閉会中（会期以外の期間）にも、所管する局の事業などについて、調査・研究するなどさまざまな活動を行っています。

### 市会運営委員会

市会運営委員会は、各会派の意見を調整する場として設置され、各交渉会派（所属議員5人以上）の代表者によって市会運営上のさまざまな事項に関して協議が行われています。

また、市会に関する条例などの議案や請願・陳情などの審査も行っています。委員の任期は1年で定数は16人としており、委員長1人、副委員長2人のほか、各交渉会派1人ずつの理事がいます。

### 特別委員会

特別委員会は、付議事件（市会の議決によって定められた市政の特定の問題）について審査あるいは調査・研究するため、必要に応じて設置される委員会です。

現在、7つの特別委員会が設置されており、各特別委員会では、付議事件の調査・研究を目的として、委員間の意見交換、事例視察や参考人意見聴取などを行っています。

また、このほかに毎年、当初予算及び決算の審査を行うために、それぞれ予算第一・予算第二特別委員会及び決算第一・決算第二特別委員会が設置されるのが通例です。

### ○各特別委員会の付議事件

#### 1 大都市行財政制度特別委員会

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する行財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること。

#### 2 基地対策特別委員会

米軍施設の跡地利用及び早期全面返還の促進等を図ること。

#### 3 減災対策推進特別委員会

減災及び防災対策の推進に関すること。

#### 4 新たな都市活力推進特別委員会

オープンイノベーション等による企業支援や誘致促進、グローバル都市の実現、文化芸術創造都市や観光・MICEの推進等に関すること。

#### 5 健康づくり・スポーツ推進特別委員会

運動による介護予防等あらゆる世代の健康づくり及び大規模スポーツイベント開催やスポーツ関連施設の整備等スポーツの振興に関すること。

#### 6 郊外部再生・活性化特別委員会

都市の成長の基盤を支える魅力と活力ある郊外部のまちづくりに関すること。

#### 7 デジタル化推進特別委員会

行政のデジタル化の推進による、市民サービスの向上及び業務の効率化に関すること。

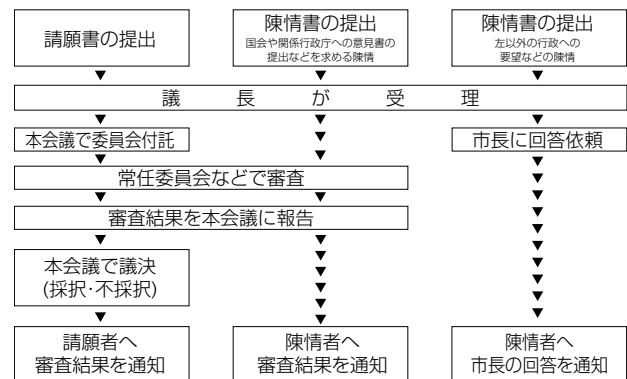
## ■市民と市会

### 請願と陳情

市政などについての意見や要望があるときは、どなたでも請願や陳情を市会議長あてに提出することができます。請願書を提出するときは、市会議員の紹介を必要としますが、陳情書の場合は、その必要はありません。

請願・陳情の受付時期は、各定例会初日（当初議案を上程する本会議日）の5日前（郵送の場合必着）ですが、受付時期を過ぎて提出されたものは、次回定例会で取り扱われます。提出された請願書・陳情書の審査方法は、次の図のとおりです。

図3 請願・陳情審査の流れ



なお、法令等又は公序良俗に反する行為を求めるものなど、陳情の内容によっては委員会での審査や市長等からの回答を求めない取り扱いとすることがあります。

### 記録の閲覧

本会議の会議録及び常任委員会、市会運営委員会、特別委員会、予算・決算特別委員会、全員協議会の記録は、市会図書室、市民情報センター、中央図書館、各区図書館及び市会ホームページで閲覧できます。

※なお、閲覧を開始する時期等は、会議によって異なりますので、詳細については、議会局までお問い合わせください。

### 本会議等の傍聴

市会の本会議は公開されており、どなたでも本会議場内の傍聴席で傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議当日に市役所市会議事堂3階の傍聴者受付で先着順に受け付けます。(本会議場傍聴席数：216席〈うち車いすスペース8席〉)

また、市会を身近に感じ、議会や政治により一層興味を持っていただけるよう、市内の学校に通う児童・生徒を対象とした本会議傍聴も実施しています。

なお、委員会についても傍聴を実施しています。傍聴手続は本会議の傍聴と同様で、希望者が定員を超えた場合には抽選となります。

本会議傍聴の際に、事前の申請により、手話通訳・要約筆記通訳対応を行っています。

本会議場及び大会議室に設置されているモニターには、発言をリアルタイムに文字表示しています。

### インターネット中継

市会の本会議、予算・決算特別委員会、全員協議会、市会歓迎行事、常任・運営・特別委員会、特別委員会が設置する理事会について、インターネットでの生中継と録画中継を実施しています。

インターネット中継は、パソコンやスマートフォン、タブレット端末から視聴することができます。

また、各区役所のモニターテレビ等では、本会議、予算・決算特別委員会の生中継を実施しています。

URL：<https://gikaichukei.city.yokohama.lg.jp/>

### ホームページ

市会ホームページでは、市会のしくみ、会議日程、議員名簿、議案一覧、委員会の活動概要、会議録、市会の広報など、様々な市会情報を掲載しています。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>

### テレビ放映

市会広報番組として、各定例会の概要番組「市会ダイジェスト」(年4回)をはじめ、「横浜市新春語り初め」を制作し、tvk(テレビ神奈川)で放映しています。

なお、これらの番組は、市内に放送網を持つCATV(7局)で再放映するとともに、市会ホームページに掲載しています。

### 横浜市会 Facebook ページ

定例会・委員会情報や正副議長の動向など、市会に関する幅広い情報を発信しています。

URL：<https://www.facebook.com/city.yokohama.gikai/>

### 横浜市会ツイッター

市会日程やインターネット中継などの市会ホームページの掲載情報及び市会からのお知らせをツイッターで配信しています。

\*横浜市会アカウント @yokohama\_shikai

URL：[https://twitter.com/yokohama\\_shikai](https://twitter.com/yokohama_shikai)

### ヨコハマ議会だより

議会広報紙「ヨコハマ議会だより」は、定例会の概要や一般質問の質問・答弁の要旨、議案に対する賛否一覧などを中心に編集し、定例会ごとに年4回発行しています。自治会・町内会等を通じて各世帯へ配布するほか、区役所や市内のPRボックスでも配布しています。

また、点字版・CD版・デジ版も作製し、図書館などで閲覧・視聴できるほか、希望される方にお届けしています。

### 市会のしおり

「市会のしおり」は、議会について分かりやすく解説するためのパンフレットで、市会の仕事、市会の構成及び市会議員名簿などを掲載しています。「市会のしおり」は、市役所市民情報センター、区役所広報相談係で配布しています。

### 市会ポスター

定例会の開催を周知し、傍聴やインターネット中継の利用を促進するため、定例会ごとにポスターを制作し、市内公共施設、公共交通機関、市立学校などに掲出しています。

## 市長と補助機関

### ■市長

市長は市政全般を総括し、市を代表します。市長が管理執行する事務は、①住民の安全、健康、福祉の保持や保育所・公園等各種施設の設置管理など市の事務(自治事務)②国や県が本来果たすべき役割にあるが、利便性や効率性のため、法令により市が行う事務(法定受託事務)があります。市長は、これらの事務を処理するため、必要な内部組織を設け、また、この権限に属する事務を職員に委任し、または臨時に代理させることができます。

### ■補助機関

市長の権限に属する事務を処理するため、市長の補助機関として、副市長、会計管理者、統括本部長、局長、区長のほか、事務職員、技術職員その他職員が置かれています。

副市長は、市長を補佐し、職員の担当する事務を監督し、市長に事故があるときまたは市長が欠けたときは、その職務を代理する最高の補助機関で、現在4人置かれています。

会計管理者は、市長が任命し、市の現金、物品等の出納その他の会計事務を担当しています。

統括本部長、局長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、主管の事務を処理しています。

区長は、市長が任命し、市長と副市長の命を受け、市長の権限に属する事務、戸籍事務など法令により直接委任された事務を処理しています。

なお、事務の執行機関として2つの統括本部と20の局、18の区役所、1つの室を置いています。

## 行政委員会と行政委員

市長以外の執行機関として、委員会と委員が設けられ、複雑多岐にわたる行政の中で、特に公正中立の立場を必要とする領域、または、専門性の高い領域の事務を、公選の長から独立した権限をもって執行しています。

地方自治法に基づき、横浜市に設置されている委員会と委員は次の6つです。

### ■教育委員会

教育委員会は、教育の中立性を保持し、学校教育・生涯学習等の振興を図るため、設置された執行機関です。市長が議会の同意を得て任命する教育長及び5人の委員で組織され、教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。

毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催し、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育に関する指導、教材等の整備、教職員の配置などに関する事項、生涯学習等に関する事項を審議・決定しています。

教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育長の統轄の下に事務局が置かれています。

### ■選挙管理委員会

民主政治の基盤である選挙は、公正中立な機関によって、適正に行わなければなりません。そこで、市長から独立した地位と権限を持つ執行機関として、選挙管理委員会が設置され、その委員会は、選挙権を有する者のうちから、市会で選挙された4人の委員で組織され、任期は4年です。

選挙管理委員会は、各種の選挙を適法かつ適正に執行するとともに、市民の皆さんの一人ひとりが選挙に関心を持ち、有権者としての自覚に基づいて積極的に投票に参加するよう、日頃から啓発活動を行っています。なお、その事務を処理するため、事務局が置かれています。また、各区にも同様に選挙管理委員会が置かれています。

#### 選挙

##### 1 選挙人名簿

選挙権は、日本国民で満18歳以上の全ての人に与えられていますが、投票するためには選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていることが必要です。

選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月（定時登録）と選挙の際（選挙時登録）に、住民基本台帳の記録に基づいて区の選挙管理委員会が行い、在外選挙人名簿の登録は、主に、本人から在外公館を

経由して区の選挙管理委員会に申請することにより行われます。名簿登録者数は表3のとおりです。

表3 名簿登録者数 (単位:人)

名簿の種類	総数	男	女
選挙人名簿	3,129,398	1,544,662	1,584,736
在外選挙人名簿	4,710	2,231	2,479

令和3年6月1日現在

##### 2 選挙執行状況

令和元年7月21日に参議院議員通常選挙が執行されました。

#### 啓発

##### 1 常時啓発

少子高齢化の進展と若年層を中心とした政治・選挙離れが続いている中で、若年層の有権者を増やし、若い世代の政治参加を促進させるために平成28年の参議院選挙から選挙権年齢が18歳に引き下げられました。

それを受けて学齢期を含め、早い段階からの主権者教育の推進を図っていくために横浜市教育委員会と連携し、出前授業の実施など小・中・高・特別支援校での取組を進めています。

また、若年層への働きかけとして、「成人の日」を祝うつどいにおいて、新成人を対象に、選挙の知識やルールを掲載した小冊子「はたちの投票 Book」の配布等を実施しています。

さらに、ホームページやTwitterによる選挙情報の発信のほか、選挙や投票を考えてもらうきっかけづくりとして、若い世代のトレンドであるWEB広告による情報発信などを実施しました。

そのほか、市・区明るい選挙推進協議会の自主事業を助成しています。

##### 2 選挙時啓発

選挙時には、有権者に投票日や期日前投票等について周知し、投票参加を広く呼びかけるため、集中的に啓発を実施しています。また、明るい選挙推進委員や推進員の協力を得て、市内全区で街頭啓発を展開する等、関係機関と連携した各種啓発を幅広く実施しています。

### ■人事委員会

人事委員会は、中立的かつ専門的な人事機関として設置され、人事給与制度に関する調査・研究や職員の採用等の事務を処理しています。

人事委員会は、市長が議会の同意を得て任命する3人の委員で組織され、委員の任期は4年です。また、その事務を処理するため、事務局が置かれています。

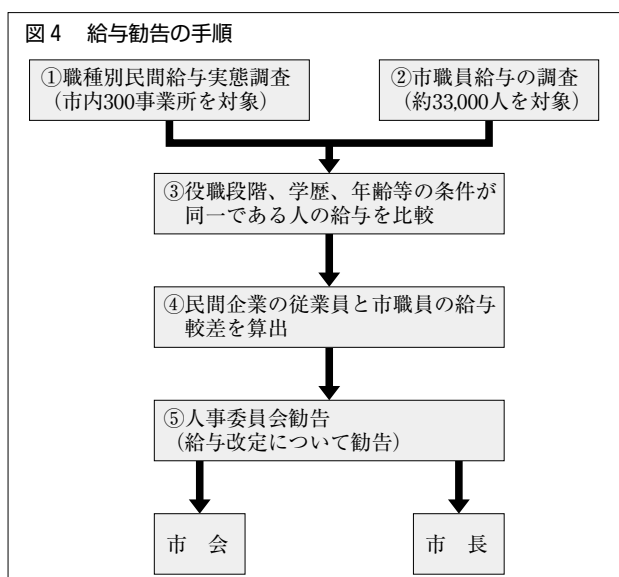
#### 給与に関する報告及び勧告

市職員の給与は、職務と責任に応じ、国、他の自治体の職員や民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることとなっています。職員は全体の奉仕者として労働基本権の制約を受けるため、その代償として、人事委員会が

表4 令和2年度の実施結果

	種類	区分	第一次試験・選考日	受験者(人)	最終合格者(人)
職員の採用試験・選考	大学卒程度 【技術先行実施枠】	土木、建築、機械、電気	6月28日※	63	38
	大学卒程度等	事務、社会福祉、心理、情報処理、土木、建築、機械、電気、農業、造園、環境、衛生監視員、保健師、消防、消防(救急救命士)、学校事務	6月28日	3,424	888
	高校卒程度、 免許資格職など	事務、土木、機械、電気、水道技術、保育士、司書、栄養士、学校栄養職員、消防、消防(救急救命士)	9月27日	1,194	199
	社会人経験者	事務、社会福祉、心理、土木、建築、機械、電気、造園、環境、衛生監視員(獣医師免許所持者)	9月27日	999	106
	障害のある人を対象	事務A、事務B、事務C、学校事務	9月6日	267	15
	就職氷河期世代を対象	事務	9月27日	540	9
係長・消防司令昇任	係長(事務、社会福祉、土木、建築、機械、電気、農業、造園、環境、衛生監視、保健師、保育士)、消防司令	8月30日	1,513	217	

※新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の4月19日から延期をして実施。



毎年、市内民間企業を対象に「職種別民間給与実態調査」を実施し、民間給与と本市職員給与を比較した上で、市会と市長に対し職員の給与水準等について報告し、必要に応じて給与改定等を勧告することとなっています。

#### 公平審査

人事委員会は、中立、公正な第三者機関として、地方公務員法に基づき、不利益処分についての審査請求(職員の身分を保障するための制度)や勤務条件に関する措置の要求(職員の経済上の諸権利を確保するための制度)の審査を行っています。

また、勤務条件等に関して、職員からの相談を受ける職員相談を実施しています。

#### 職員の採用試験・選考

職員の採用は、地方公務員法に定める成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

人事委員会が実施している職員採用試験・選考を大きく分けると ①大学卒程度等採用試験 ②高校卒程度、免許資格職など採用試験 ③社会人経験者を対象とした採用試験 ④障害のある人を対象とした採用選考 ⑤就職氷河期世代を対象とした採用試験の5種類です。

大学卒程度等の採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が22歳から30歳までの人を対象とした試験です。

該当する年齢の人は、学歴・職歴にかかわらず受験することができます。

高校卒程度、免許資格職などの採用試験を、受験することができる年齢は、各試験区分によって異なります。資格・免許を必要とする区分は、それぞれの職種に必要な国家資格や免許を有する人又は取得見込みの人が対象です。

社会人経験者を対象とする採用試験は、採用年度の4月1日現在で年齢が31歳から59歳までの人で、一定の経験を有している人を対象とした試験です。それぞれの区分によって必要な経験や資格は異なります。

障害のある人を対象とした採用選考は、身体障害、知的障害又は精神障害のある人を対象とした選考です。受験資格は選考区分によって異なります。

就職氷河期世代を対象とした採用試験は、令和3年度の4月1日現在で年齢が35歳から50歳までの人を対象とした試験です。

このほか、各局の協力により各種の採用選考も実施しています。

#### 職員の昇任試験・選考

職員の昇任は、採用と同様に成績主義の原則に基づき、競争試験又は選考により行っています。

特に、係長への昇任については、情実による人事を排し、公平な人事管理を行うために、昭和30年度から責任職への選抜登用制度として係長昇任試験を実施しています。この試験は、意欲と能力のある人が昇任できる制度として、自己啓発や職場における士気の高揚に役立つなど横浜市の人事行政上重要な役割を果たしています。また、平成21年度から、試験に加え選考により昇任者を選抜するという、いわゆる「試験・選考併用制度」を導入しています。

#### ■監査委員

監査委員は、地方自治行政における公正と効率の確保という見地から地方自治法に基づいて設置されている執行機関で、市長が議会の同意を得て選任する、人格が高潔で行政運営に関し優れた識見を有する者3人と議員2人からなる5人の委員によって構成されています。

なお、その事務を処理するため、事務局が設置されています。

監査委員は、市の行政が法令等に適合し、最小の経費で最大の効果を発揮するよう運営されているか、という事務処理の合規性、経済性、効率性等の確保を主眼として、各種の監査を実施しています。

この監査結果は、その都度、市長と議会に報告するとともに、市報に登載し公表しています。

監査結果に基づいて市長等が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされており、監査委員は当該通知に係る事項を市報に登載し公表しています。

主な監査委員監査とその内容については次のとおりです。

- (注) 1 法令名の略語は、次のとおり  
「法」……………地方自治法  
「公企法」……………地方公営企業法  
2 法令の条項等は、次のように省略して記載  
(例)「150⑤」は「第150条第5項」を表します。

### 内部統制評価報告書審査「法150⑤」

市長から審査を求められた内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査するものです。

### 財務監査「法199①」

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

### 行政監査「法199②」

市の事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するものです。

### 財政援助団体等監査「法199⑦」

市が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人、市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、市が受益権を有する不動産の信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務(当該財政的援助等に係るものに限る。)が法令等及び当該監査対象団体が定めた規程類に適合し、かつ、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があったときに監査するものです。

### 決算審査「法233②、公企法30②」

市長から審査を求められた各会計決算及び附属書類が法令に適合し、かつ、正確であることを確認し、予算の執行と会計処理が適正かつ効率的に行われているかを審査するものです。

### 現金出納検査「法235の2①」

会計管理者、企業管理者等が保管する現金の出納事務が正確に行われているかについて、毎月、例日を定めて計数を確認し、その保管状況を検査するものです。

### 基金運用状況審査「法241⑤」

市長から審査を求められた各基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査するものです。

### 健全化判断比率等の審査「地方公共団体の財政の健全化に関する法律3①、22①」

市長から審査を求められた健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることを審査するものです。

### 住民監査請求の監査「法242」

市民の皆さんが、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、監査委員に監査を求め、必要な措置を請求できる制度です。

監査委員は、その請求に基づき監査を行い、その結果を公表し、必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

### (外部監査契約に基づく監査)

監査委員による監査とは別に、市長が、横浜市の組織には属さない外部の専門家(弁護士、公認会計士、税理士等)と外部監査契約を締結して監査を受ける外部監査制度(法252条の27以下)があります。

外部監査には包括外部監査と個別外部監査があり、包括外部監査については毎会計年度、市長は外部監査契約を締結し、外部監査人は監査を実施しなければならないこととされています。

## ■農業委員会

農業委員会は、農地法に基づく売買・貸借の許可、農地転用案件の審査、遊休農地の調査・指導など農地に関する事務を執行するために設置された執行機関です。

横浜市では、中央農業委員会と南西部農業委員会の二つの農業委員会があり、委員の任期は3年です。

## ■固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会は、固定資産税の課税の基礎となる固定資産課税台帳に登録された価格について、納税者の不服を審査するために設置された執行機関です。

委員は、市民の皆さんや学識経験者などの中から市長が議会の同意を得て選任し、任期は3年です。横浜市では、18人の委員が選任され、審査は、3人の委員で構成する合議体で行っています。

## 行政区

### ■行政区の意義

行政区とは、大都市に関する特例の一つで、地方自治法第252条の20では「指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする」とされています。

行政区は、次のような意義を持っています。

都市が発展する中で市域の拡大、人口の増加が進みますが、それに伴い行政機構が多様化し、行政事務も専門化していきます。その結果、市民の皆さんと行政の距離

が遠くなるなどの状況が生じます。

こうしたことを避けるために、生活圈などを考慮し、市内の区域を分けて区を設け、市民の皆さんと密接な関連のある事務事業を区長が行うことで、広域化した大都市においても、市内の各地域の実情に応じたきめ細かな行政を確保しようとするものです。

## ■行政区の性格と機能強化

指定都市の行政区は、特別地方公共団体として法人格や公選制の区長を持つ東京都の特別区とは異なっています。

区長は市長によって任命され、取扱事務には、市長の補助機関として執行する事務、市長からの委任を受けて行う事務、法令によって直接区長に委任されている事務などがあります。また、横浜市では、行政区の予算は市(局)から配付され、事務執行については市長の指揮監督を受けています。

横浜市では、市としての一体性を確保しながらも、市民の皆さんの要望や地域の課題に的確に対応するため、行政区における予算の編成・執行、事業の企画・立案などの機能や権限の強化に取り組んでいます。

## ■横浜市の行政区の沿革

横浜市の市制は、明治22年、現在の中区及び西区のうち本牧、根岸を除いた区域と約12万人の人口をもって施行されました。その後数次にわたる市域拡張を経て、昭和2年に区制が施行され、鶴見区、神奈川区、中区、保土ヶ谷区及び磯子区の5区が設置されました。

昭和14年に、周辺町村との合併によって、人口は約87万人、市域はほぼ現在の区域になるとともに、港北区と戸塚区の2区が設置され、7区制となりました。また、戦時体制下の昭和18年には中区から南区が、昭和19年には西区が分離誕生しました。

昭和23年には、磯子区から金沢区が分離誕生し、10区制となりました。この10区制はその後20年間続きましたが、その間に市の人口は飛躍的に増加し、昭和23年当時86万人であったものが、昭和43年には200万人を超え、都市構造も大きな変貌を遂げました。

特に、南区、保土ヶ谷区、港北区及び戸塚区の郊外4区では、田畑が広がっていた地域や緑に覆われていた丘陵地帯の宅地化が急激に進行したため、昭和44年に再編成を行い、南区から港南区、保土ヶ谷区から旭区、港北区から緑区、戸塚区から瀬谷区がそれぞれ誕生し、14区制となりました。

その後も人口は郊外区を中心に引き続き増加したため、特に戸塚区は、人口・面積ともに横浜市行政区中最大となり、人口では相模原市、横須賀市に匹敵する規模になりました。

そこで、規模増大に伴う諸問題を解消するため、昭和61年に戸塚区の再編成を行い、新たに栄区、泉区が誕生して16区制となりました。

この結果、平成2年には港北区と緑区が人口・面積ともに全16区中1、2位を占め、人口は全政令指定都市の中でも最大規模になりました。

また、港北ニュータウンの進展・地下鉄3号線の開通などにより、一層の人口の増加と都市機能の集積が進んだため、平成6年、港北区及び緑区の区域を再編成し、新たに青葉区及び都筑区が誕生しました。

以降、横浜市は18区制となり現在に至っています。

## ■区役所が目指すこと

横浜市では、全市的に取り組む分野は局が担い、また、市民生活に密着した区域の課題は、身近な区役所で区長が先頭となって解決していくよう、他の指定都市に先んじて様々な区役所機能の強化に取り組んできました。

近年の少子・高齢化の急速な進展などによる市民の皆さんの意識やライフスタイルの変化に伴って、市民生活の課題はますます複雑化・多様化しています。

横浜市の区役所は、市民の皆さんに最も身近な地域の総合行政機関として、今後も幅広く、質の高い行政サービスの提供に努めていきます。また、地域で活動する様々な団体や市民の皆さんが連携して身近な地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を推進する地域協働の総合支援拠点として、地域支援に取り組んでいきます。



## 主な区の機能強化のあゆみ

年度	概要
平成	
6	<b>【地域総合行政機関としての区役所の実現】</b> ・個性ある区づくり推進費の創設 各区の責任において執行できる予算を、1区1億円に増額し、地域の身近な課題や緊急的なニーズに、区がより主体的かつ迅速に対応
13	・福祉保健センターの設置 福祉事務所と保健所を統合し、福祉・保健の相談からサービス提供まで一体的に対応
16	・副区長の設置 ・区長による自律的な組織機構の組み換え 必要に応じて地域の実情に合わせた独自の執行体制の編成を区長が実施 ・区役所への市立保育所の編入 多様な保育ニーズに対応し、地域の子育て支援の拠点として活用
17	・区役所への土木事務所の編入 道路や公園分野のニーズに、より迅速にきめ細かく対応
19	・土曜開庁の全区展開 戸籍課・保険年金課・子ども家庭支援課の一部業務について、第2、第4土曜日に取扱い ・健康危機管理機能の強化 18保健所から1保健所18保健所支所体制とし、健康危機管理機能を強化
21	<b>【地域協働の総合支援拠点】</b>
22	・地域力推進担当の設置 市民主体による地域運営、協働による課題解決のための地域力向上を推進
25	・就労支援窓口「ジョブスポット」の開設 ハローワークとの連携による福祉サービスと就労支援の連携強化
27	
28	・「横浜市区役所事務分掌条例」の施行 区役所が分掌する事務に加え、「地域の総合行政機関」及び「地域協働の総合支援拠点」としての区役所の役割や、区局連携・調整に関する事項を規定 ・区提案反映制度の創設 区役所だけでは解決が困難な課題に、区局がより一層連携して対応

